

## 福井医療大学図書館運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学図書館規程第3条の規程に基づき、福井医療大学図書館運営会議規程（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) リハビリテーション学科 教員 3名
- (3) 看護学科 教員 1名
- (4) 図書館員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。  
2 会議は図書館長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 会議は、原則として、隔月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。  
2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

第5条 会議は、福井医療大学図書館に関する次の事項を審議する。  
(1) 図書・雑誌の購入選定等に関する事項  
(2) 図書の寄贈及び除籍に関する事項  
(3) 整備、機能に関する事項  
(4) 他大学図書館等の相互貸借に関する事項  
(5) 規程等の制定及び改廃に関する事項

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。